

小田原短期大学学則

昭和 32 年 4 月 1 日 制定
(中略)
令和 3 年 4 月 1 日 改定

第 1 章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 本学は、小田原短期大学と称し、校舎を神奈川県小田原市城山 4 丁目 5 番 1 号に置く。

(目的)

第 2 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神のもと、教養教育の基礎の上に食物栄養と保育に関する専門知識と社会人としての幅広い教養を身につけた人材を育成する。

2 食物栄養学科は、人々のライフサイクルに対応した健康づくりに貢献する栄養士及び栄養教諭の養成を主たる目的とする。保育学科は、子どもの人権を守り、暮らしの場面で子どもと向き合う人間性と専門性を備えた子どもの自立を支援する保育士及び幼稚園教諭の養成を主たる目的とする。

(自己点検・評価)

第 3 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行いその結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第 4 条 本学は、授業内容及び方法の改善をはかるため学長の下に委員会を設け、研修及び研究を実施する。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科、学生定員及び学級数)

第 5 条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養学科	80 人	160 人
保 育 学 科	140 人	280 人
合 計	220 人	440 人

2 栄養士法令等により、学級数の定めが必要とされる食物栄養学科にあっては、これを 2 とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。

3 保育学科にあっては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、これを 3 とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。

4 本学保育学科に通信教育課程を置き、その学生定員は次のとおりとする。

学 科	課 程	入学定員	収容定員
保 育 学 科	通信教育課程	2200 人	4400 人
	合計	2200 人	4400 人

5 本学保育学科通信教育課程に専攻科を置き、その学生定員は次のとおりとする。

学 科	課 程	入学定員	収容定員
保 育 学 科	通信教育課程		
	専 攻 科	500 人	500 人

(修業年限及び在学年限)

第 6 条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

(保育学科通信教育課程の規程)

第 7 条 保育学科通信教育課程に係る規程は、別に定める。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 8 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

第 9 条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月 1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 1年間における授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第 10 条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律 第178号）に定める休日

(3) 土曜日のうち指定する日

(4) 本学創立記念日（10月15日）

(5) 春期休業（3月21日から3月31日まで）

(6) 夏期休業（8月1日から9月15日まで）

(7) 冬期休業（12月20日から1月9日まで）

2 前項の規定にかかわらず、休業日に学外実習及び研修を実施する場合がある。

3 前項のほか、学長は必要に応じて休業日を定め、又は休業期間を変更することができる。

第 4 章 教育課程

(教育課程及び授業科目等)

第 11 条 本学の教育課程及び授業科目並びにその単位数等は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法、単位の計算方法)

第 12 条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては30時間の授業をもって、1単位とすることができる。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習、又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じて、1単位とする。

(4) 卒業研究における成果に対しても、その成果を評価して2単位を与えることが出来る。

3 第1項の授業については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(履修登録)

第 13 条 学生は、学年初め、あるいは後期初めの決められた期日までに、履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得するこ

とはできない。

(単位の授与)

第14条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 その他試験に関する事項は別に定める。

(学習の評価)

第15条 試験等の評価は S (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点) とし、C以上を合格とする。F (60点未満) を不合格とする。

2. 単位認定の場合は「認定」とし成績評価内容は記載しない。

3. 成績評価の基準等については、別に定める。

第 5 章 入学・退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者。
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者 (12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者)
- (4) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した 18 歳以上の者 (12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者)
- (5) 外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定された外国人学校を修了した者 (12 年未満の課程の場合は、さらに指定された準備教育課程を修了した者)
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE A レベルを保有する者

- (11) 国際的な評価団体 (WASC、CIS、ACSI) の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した者
- (12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（なお、18 歳に達していないときは、18 歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
- (13) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者。

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は本学指定の書類に検定料(30,000 円)を添えて、提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学の選考)

第19条 入学志願者に対しては別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の手続及び入学許可)

第20条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日内に誓約書・保証書・同意書その他の本学指定の書類を提出するとともに、所定の入学手続料を納付しなければならない。

- 2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3. 学長は、正当な理由が無く前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第21条 保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中の行為及び身上について、本人と連帶して一切の責任を負うものとする。
- 3 保証人は、学則に定めた保証する学生の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、学生諸費）の納付について、本人と連帶して支払うことを保証するものとする。
- 4 保証人に転居、転籍等があったときは、速やかにその旨を届出なければならない。
- 5 保証人がその資格を失ったときは、新たに保証人を選定して届出るとともに、あらためて誓約書・保証書・同意書を提出しなければならない。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、退学願を出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第23条 病気または止むを得ない理由により 3 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学を希望する者は、保護者または保証人と連署の上届出なければならない。
- 3 医師が健康上修学に不適当と認めた者には、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学の期間は 1 年を超えることはできない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第 6 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当するものは教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 正当な理由なく長期間にわたり欠席する者。

- (2) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者。
- (3) 第22条第2項の休学の期間を超えてなお修学できない者。
- (4) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者。
- (5) 医師が健康上修学に不適当と認めた者。
- (6) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者。

(転学)

第27条 他大学へ転出を希望する者は、理由を明記し保証人連署の願い書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2. 他大学等からの転入学は原則として認めない。

(再入学)

第28条 退学した日から1年以内に再入学を願い出した者には、審査のうえ教授会の議を経て、学長が許可することがある。この場合、その帰属学年は退学者の退学当時の学年とする。

第6章 卒業等

(卒業要件、卒業)

第29条 食物栄養学科および保育学科に2年以上在学し、本学則に従って卒業に要する単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業の認定をする。

2 前項により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(卒業単位の修得)

第30条 食物栄養学科および保育学科の卒業に必要な修得単位は、別表第1に定めるところにより次のとおりとする。

食物栄養学科	保育学科
教養科目 8単位以上	教養科目 (外国語・体育を除く) 10単位以上
専門科目 40単位以上	(外国語科目) 2単位以上 (体育科目) 2単位 専門科目 48単位以上
計 62単位以上	計 62単位以上

2 学科ごとの履修に関することについては、別に定める。

3 卒業要件単位62単位のうち、学則第12条第3項に定める、多様なメディアを高度に利用した授業により修得した単位数は30単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第31条 本学において取得できる免許及び資格の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

食物栄養学科	栄養士免許 栄養教諭二種免許
保育学科	保育士資格 幼稚園教諭二種免許

2 食物栄養学科において栄養士免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、栄養士法施行規則に規定する単位を別表第2に基づき修得しなければならない。

3 食物栄養学科において栄養教諭二種免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する必要科目及び単位を別表第3に基づき修得しなければならない。

4 保育学科において保育士資格を取得しようとする者は、前条の規定によるほか、児童福祉法及び同法施行規則の規定により厚生労働大臣の定める授業科目および単位を別表第4に基づき修得しなければならない。

5 保育学科において幼稚園教諭二種免許を得ようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する必要科目及び単位を別表第5に基づき修得しなければならない。

(既修得単位の認定及び既学修への単位の付与)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、入学の前後を問わず学生が行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

第7章 学 費 等

(入学会員及び授業料等)

第33条 入学会員及び授業料等の額は、別表第6に定めるとおりとする。

(その他諸納金)

第34条 実験、実習、演習及び見学等に必要な費用は別にこれを徴収する。

(学費等の納付及び諸取扱い)

第35条 入学会員を除く前各条に定める学費等の納期、納付方法並びに休退学等の場合の取扱いについては、別に定める「学費等納付規則」による。

(既納学費等の取扱い)

第36条 既納の入学検定料及び入学会員は、原則としてこれを返還しない。

2 その他既納の学費等については、4月1日以降は原則としてこれを返還しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第37条 本学に学長、教授、准教授、助教並びに講師、及び助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第38条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第39条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、准教授、講師、助教、その他の職員を出席させることができる。

(その他)

第40条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第41条 本学の学生以外の者で一または複数の科目の履修を志願するものは、本学の授業に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として許可し、単位を認定することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第42条 本学の学生以外の者が、授業の聴講を志願した場合、本学の授業に支障がない限り、これを許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て学長はこれを表彰する。

(罰則)

第44条 本学の学則又は諸規則に反し、次の各号の一に該当する行為を行った者は教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

- (1) 本学の秩序を乱した者
- (2) 本学の名誉を毀損した者
- (3) 学生の本分に反する行為をした者

(懲戒の種類)

第45条 学生の懲戒は退学、停学、訓告とする。

- 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 12 章 改 定

(改定)

第46条 本学則は、改定することができる。

- 2 本学則を改定するときは、予め教授会の議を経て、理事会の可決を得なければならぬ。
- 3 学則の改定内容は、本学のホームページに掲載する方法により周知する。
- 4 学則の改定は、改定前に入学した学生においても適用されるものとする。

付 則

- 1. 学則は昭和32年4月1日から施行する。
- 1. 本学則は昭和33年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和34年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和35年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和36年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和37年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和38年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和39年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和40年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和41年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和42年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和43年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和44年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和45年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和46年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和47年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和48年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和49年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和52年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和54年4月1日から改定施行する。
- 1. 本学則は昭和55年4月1日から改定施行する。

1. 本学則は昭和56年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は昭和57年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は昭和58年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は昭和59年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は昭和60年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は昭和61年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は昭和62年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は昭和63年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成元年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成2年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成3年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成4年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成5年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成6年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成7年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成8年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成9年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成10年4月1日から改定施行する。
1. 本学則は平成11年4月1日から改定施行する。ただし、平成10年度以前の入学生については、第7条、第27条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成12年4月1日から改定施行する。ただし、平成11年度以前の入学生については、第7条、第27条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成13年4月1日から改定施行する。ただし、平成12年度以前の入学生については、第8条、第28条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成14年4月1日から改定施行する。ただし、平成13年度以前の入学生については、第8条、第28条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成15年4月1日から改定施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については、第8条、第28条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成16年4月1日から改定施行する。ただし、平成15年度以前の入学生については、第8条、第28条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成17年4月1日から改定施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については、第8条、第28条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は、平成18年1月6日から改定施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については、第8条及び第28条にかかわらず、なお従前の規定によるほか、第24条第2項の適用及びこれに基づく学位記の交付については、平成17年度末卒業対象者から行う。
1. 本学則は平成18年4月1日から改定施行する。ただし、平成17年度以前の入学生については、第3条、第8条及び第28条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成19年4月1日から改定施行する。ただし、平成18年度以前の入学生については、第3条、第8条及び第28条にかかわらず、なお従前の規定による。
1. 本学則は平成20年4月1日から改定施行する。 本学則は平成20年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成21年4月1日から改定施行する。本学則は平成21年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成22年4月1日から改定施行する。本学則は平成22年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成23年4月1日から改定施行する。本学則は平成23年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成24年4月1日から改定施行する。本学則は平成24年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。

1. 本学則は平成25年4月1日から改定施行する。本学則は平成25年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成26年4月1日から改定施行する。本学則は平成26年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成27年4月1日から改定施行する。本学則は平成27年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成28年4月1日から改定施行する。本学則は平成28年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成29年4月1日から改定施行する。本学則は平成29年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は平成30年4月1日から改定施行する。本学則は平成30年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとするが、「栄養士キャリアアップ講座Ⅰ」と「栄養士キャリアアップ講座Ⅱ」に限り、平成30年度在学生に適用する。
1. 本学則は2019年4月1日から改定施行する。本学則は2019年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は2020年4月1日から改定施行する。本学則は2020年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお従前の学則によるものとする。
1. 本学則は令和2年9月16日から改定施行する。
1. 本学則は令和3年4月1日から改定じっし施行する。ただし、学則第12条、第30条は令和3年度の入学者から適用する。
1. 本学則は令和3年4月1日から改定実施する。

別表第1（学則第11条関係） 教育課程及び授業科目等

学科	科 目 名	必 修 単位数	選 択 単位数
	【教養科目】		
	文学	2	
	心理学	2	
	社会学	2	
	経済学	2	
	日本国憲法	2	
	化学	2	
	生物学	2	
	生理学概論	2	
	英 語 I	2	
	英 語 II	2	
	英会話	2	
	健康・スポーツ理論	1	
	健康・スポーツ実技	1	
	おだたん人間成長講座 I	1	
	おだたん人間成長講座 II	1	
食 物 栄 養 学 科	文章構成法	2	
	基礎学力演習	1	
	海外文化事情	1	
	【専門科目】		
	(社会生活と健康)		
	公衆衛生学概論	2	
	社会福祉概論	2	
	(人体の構造と機能)		
	解剖学	2	
	生理学	2	
	生化学	2	
	生化学実験	1	
	疾病と健康	2	
	(食品と衛生)		
	食品学 I	2	
	食品学 II	2	
	食品学実験	1	
	家庭でできる食品加工	1	
	食品衛生学	2	
	食品衛生学実験	1	
	(栄養と健康)		
	栄養学	2	
	ライフステージ栄養学	2	
	ライフステージ栄養学実習	1	
	臨床栄養学概論	2	
	臨床栄養学実習	1	
	栄養学入門	2	
	(栄養の指導)		
	栄養指導 I	2	
	栄養指導 II	2	
	栄養指導実習	1	
	公衆栄養学概論	2	

学科	科 目 名	必 修 単位数	選 択 単位数
食 物 栄 養 学 科	(給食の運営)		
	給食計画演習	1	
	給食実務演習	1	
	給食管理実習	1	
	栄養士実践実習	1	
	校外実習	1	
	調理学	2	
	基礎調理実習 I	1	
	基礎調理実習 II	1	
	応用調理実習	1	
	総合給食管理	1	
	栄養士基礎実習	1	
	(栄養士の専門性を高める科目)		
	栄養士キャリアアップ講座 I	1	
	栄養士キャリアアップ講座 II	1	
	(家政に関する科目)		
	情報処理 I	1	
	情報処理 II	1	
	職業と社会	1	
	生活と経済	2	
	女性と社会	2	
	食物栄養ゼミナール	2	
	(栄養に係わる教育に関する科目)		
	学校栄養教育論	2	
	【教育の基礎的理解に関する科目】		
	教師論	1	
	教育原理・教育制度論	1	
	教育心理学	1	
	教育課程総論	1	
	特別支援教育	1	
(道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目)			
教育相談・生徒指導の理論と方法		2	
総合的な学習の時間・教育の方法と技術		1	
教職実践演習(栄養教諭)		2	左記の教職に関する科目 は卒業単位には含まれない
栄養教育実習		1	
栄養教育実習総論		1	
合計		7	93

学科	科 目 名	必 修 単位数	選 択 単位数	授業形態	
【教養科目】					
	文学		2	講義	8 単位以上選択必修
	心理学		2	講義	
	社会学		2	講義	
	経済学		2	講義	
	日本国憲法		2	講義	
	食物学概論		2	講義	
	生物学		2	講義	
	基礎学力演習 I		1	演習	
	基礎学力演習 II		1	演習	
	おだたん人間成長講座 I	1		演習	
	おだたん人間成長講座 II	1		演習	
	(外国語科目)				
保育 学 科	英語 I	2		演習	
	英語 II		2	演習	
	英会話		2	演習	
	(体育科目)				
	健康・スポーツ理論	1		講義	
	健康・スポーツ実技	1		実技	
	教養科目 小 計	6	23		
	【専門科目】				
	児童文学		2	講義	
	児童文化		2	講義	
	子どもの食と栄養 I		1	演習	
	子どもの食と栄養 II		1	演習	
	子どもの保健		2	講義	
	子どもの健康と安全		1	演習	
(領域及び保育内容に関するする科目)	保育原理	2		講義	
	社会的養護 I		2	講義	
	社会福祉	2		講義	
	子どもの家庭支援論		2	講義	
	子育て支援		1	演習	
	子どもの家庭福祉	2		講義	
	情報処理論		2	演習	
	ボランティア活動		1	演習	
	卒業研究 (ゼミナール)		2	演習	
	音楽表現 I		1	演習	
	音楽表現 II		1	演習	
	造形表現 I		1	演習	
	造形表現 II		1	演習	
	身体表現 I		1	演習	

表現（音楽）		1	講義	
(教育の基礎的理解に関する科目) (教職の意義及び教員の役割)				
保育者論	2		講義	

学科	科 目 名	必 修 単位数	選 択 単位数	授業形態	
(教育の基礎理論等に関する科目) (教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目)					
	教育原理	1		講義	
(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に関する科目)					
	教育制度論	1		講義	
	教育社会学		1	講義	
(幼児、児童の心身の発達及び学習の過程)					
	保育の心理学 I	2		講義	
	子ども家庭支援の心理学		2	講義	
(教育課程及び指導法に関する科目)					
	保育カリキュラム論		2	講義	
(領域及び保育内容に関するする科目)					
	保育内容総論 I		1	演習	
	身体表現指導法		1	演習	
	造形表現指導法		1	演習	
	音楽表現指導法		1	演習	
	環境指導法		1	演習	
	健康指導法		1	演習	
	言葉指導法		1	演習	
	表現指導法		1	演習	
	人間関係指導法		1	演習	
(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談に関する科目)					
(教育の方法及び技術)					
	教育の方法と技術		2	演習	
(教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む) の理論及び方法)					
	教育相談		1	講義	
(幼児理解の理論と方法)					
	幼児理解の理論と方法		1	演習	
(教職実践演習)					
	保育・教職実践演習 (幼稚園)		2	演習	
(指導法に関する科目)					
	乳児保育 I		2	講義	
	乳児保育 II		1	演習	
	障害児保育		1	演習	
	特別支援教育・保育概論		1	演習	
	社会的養護 II		1	演習	
(実習に関する科目)					
	保育実習指導 I A		2	演習	
	保育実習指導 I B		1	演習	
	保育実習 I (保育所)		2	実習	
	保育実習 I (施設)		2	実習	
	保育実習 II		2	実習	
	保育実習 III		2	実習	
	保育実習指導 II		1	演習	
	保育実習指導 III		1	演習	
	教育実習指導		1	演習	
	教育実習		4	実習	
(応用実践科目)					
	ピアノ弾き歌い		1	演習	
	サービスラーニング		1	演習	
	表現実践		1	演習	
	生活実践 I		1	演習	
	生活実践 II		1	演習	
	専門科目 小 計	12	81		
	合 計	18	104		

別表第2（学則第31条第2項関係）

栄養士免許取得のための授業科目

教育内容	単位数		科 目 名	単位数	
	講義又 は演習	実験又 は実習		講義又 は演習	実験又 は実習
社会生活と健康	4		公衆衛生学概論	2	
			社会福祉概論	2	
			社会生活と健康の合計単位数	4	0
人体の構造と機能	8	4	解剖学	2	
			生理学	2	
			生化学	2	
			生化学実験		1
			疾病と健康	2	
			人体の構造と機能の合計単位数	8	1
食品と衛生	6		食品学Ⅰ	2	
			食品学Ⅱ	2	
			食品学実験		1
			家庭でできる食品加工		1
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実験		1
			食品と衛生の合計単位数	6	3
栄養と健康	8		栄養学	2	
			ライフステージ栄養学	2	
			ライフステージ栄養学実習		1
			臨床栄養学概論	2	
			臨床栄養学実習		1
			栄養学入門	2	
			栄養と健康の合計単位数	8	2
栄養の指導	6	10	栄養指導Ⅰ	2	
			栄養指導Ⅱ	2	
			栄養指導実習		1
			公衆栄養学概論	2	
			栄養の指導の合計単位数	6	1
			給食計画演習	1	
給食の運営	4		給食実務演習	1	
			給食管理実習		1
			校外実習		1
			栄養士実践実習		1
			調理学	2	
			基礎調理実習Ⅰ		1
			基礎調理実習Ⅱ		1
			応用調理実習		1
			栄養士基礎実習		1
			給食の運営の合計単位数	4	7
小 計	36	14	小 計	36	14
合 計	50		合 計	50	

別表第3（学則第31条第3項関係）
栄養教諭二種免許取得のための授業科目

科 施行規則第六十六条の六に定める	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		単位数	
	科 目	単位数	授業科目	必 修	選 択	
日本国憲法	2	日本国憲法		2		
体育	2	健康・スポーツ理論 健康・スポーツ実技		1 1		
外国語コミュニケーション	2	英語 I		2		
情報機器の操作	2	情報処理 I 情報処理 II		1 1		
		合 計		8		
栄養に係る教育に	免許法施行規則に定める内容			左記に対応する開設授業科目	単位数	
	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 児童及び生徒の栄養に係わる課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項				必 修	選 択
		学校栄養教育論		2		
	合 計	2				
	免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目	単位数	
	各科目に含める必要事項				授業科目	必修
教育の基礎的理解に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目	教職の意義及び教員の役割職務内容（チーム学校への対応）	1	教師論	1		
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）	1	教育原理・教育制度論	1		
	児童、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	1	教育心理学	1		
	特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対する理解	1	特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む）		教育課程総論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生指導、教育相談に関する科目	道徳及び特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	1	総合的な学習時間・教育の方法と技術	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	教育相談・生徒指導の理論と方法	2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（栄養教諭）	2		
教育実践に関する科目	教育実習	2	栄養教育実習	1		
			栄養教育実習総論	1		
		合 計		12		

別表第4（学則第31条第4項関係）

保育士資格取得のための授業科目

告示による教科目				学則開設科目						
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
						必修	選択			
教養科目	外国語・体育以外	不問	6以上	心理学	講義		2			
				文学	講義		2			
				経済学	講義		2			
				日本国憲法	講義		2			
				生物学	講義		2			
				基礎学力演習Ⅰ	演習		1			
				基礎学力演習Ⅱ	演習		1			
				おだたん人間成長講座Ⅰ	演習	1				
				おだたん人間成長講座Ⅱ	演習	1				
				英語Ⅰ	演習	2				
		演習	2以上	英会話	演習		2			
				健康・スポーツ理論	講義	1				
	体育	講義 実技	1 1	健康・スポーツ実技	実技	1				
					合計	6	14			
合計10単位以上開設				合計14単位以上（外国語2,体育2含む）取得						
合計8単位以上（体育2含む）取得				合計14単位以上（外国語2,体育2含む）取得						
告示別表第1による教科目				学則開設科目						
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2				
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	1				
	子どもの家庭福祉	講義	2	子どもの家庭福祉	講義	2				
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2				
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2				
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2				
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2				
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学Ⅰ	講義	2				
	子どもの家庭支援の心理学	講義	2	子どもの家庭支援の心理学	講義	2				
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解の理論と方法	演習	1				
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2				
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1				
				子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1				
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育カリキュラム論	講義	2				
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論Ⅰ	演習	1				
	保育内容演習	演習	5	人間関係指導法	演習	1				
				環境指導法	演習	1				
				健康指導法	演習	1				
				言葉指導法	演習	1				
				表現指導法	演習	1				
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現Ⅰ	演習	1				
				身体表現Ⅰ	演習	1				
				造形表現Ⅰ	演習	1				
				言語表現	演習	1				
				乳児保育Ⅰ	講義	2				
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1				
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1				
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	1				
	社会的養護Ⅱ	演習	1	特別支援教育・保育概論	演習	1				
	子育て支援	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1				
保育実習	保育実習指導Ⅰ	演習	2	子育て支援	演習	1				
	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ(保育所)	実習	4				
				保育実習Ⅰ(施設)	実習					
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2				
合計51単位以上取得する（別表第1）				計52単位		52				

8
単位以上選択必修

別表第2による教科目「選択必修科目」				学則開設科目						
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数				
					必修	選択				
保育の本質・目的に関する科目				教育社会学	講義	1				
保育の対象の理解に関する科目				教育相談	講義	1				
保育の内容・方法に関する科目				ボランティア活動	演習	1				
				身体表現指導法	演習	1				
				造形表現指導法	演習	1				
				音楽表現指導法	演習	1				
				児童文化	講義	2				
				児童文学	講義	2				
				音楽表現Ⅱ	演習	1				
				身体表現Ⅱ	演習	1				
				造形表現Ⅱ	演習	1				
				教育の方法と技術	演習	2				
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2				
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1				
			いずれか一方を必修する							
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習	2				
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習	1				
18単位以上開設 9単位以上（うち保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲを3単位以上）取得				合計		6	12			
				9単位以上取得（必修7単位のほか選択2単位以上取得）		合計	18			

別表第6（学則第33条関係）

入学金及び授業料等（年額）

費目	食物栄養学科	保育学科
入学金	340,000円	340,000円
授業料	750,000円	770,000円
施設設備費	240,000円	240,000円
学生諸費	30,000円	30,000円

別表第5（学則第31条第5項関係）
幼稚園教諭二種免許取得のための授業科目

定める規 科則目六 十六条の六 に	免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目	単位数		
	科目	単位数		授業科目	必修	
	日本国憲法	2	日本国憲法	2		
	体育	2	健康・スポーツ理論 健康・スポーツ実技	1 1		
	外国語コミュニケーション	2	英語I	2		
	情報機器の操作	2	情報処理論	2		
			合計8単位	8		
	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	単位数		
	各科目に含める必要事項			必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項		6	言葉	1	
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)			表現(音楽) 表現(造形) 人間関係 環境 健康	1 1 1 1 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割職務内容(研修チーム学校への対応を含む)		6	保育内容総論I 環境指導法 健康指導法 言葉指導法 表現指導法 人間関係指導法	1 1 1 1 1 1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)			教育原理	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			保育者論	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			教育制度論	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む)			教育社会学	※2	
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割職務内容(研修チーム学校への対応を含む)			保育の心理学I	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)			特別支援教育・保育概論	1	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		6	保育カリキュラム論	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育の方法と技術	2	
	幼児理解の理論と方法			教育相談	1	
	幼児理解の理論と方法			幼児理解の理論と方法	1	
教育実践に関する科目	教職実践演習		7	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	
	教育実習			教育実習	※1	
				※1	3	
				※1	2	
				※1	1	
大学が独自に設定する科目	教育実習指導		2	保育原理	2	
	保育原理			子ども家庭支援の心理学	※2	
	子ども家庭支援論			子ども家庭支援論	※2	
				合計34単位以上	30	
					15	

備考 ※1については、教育実習特例の対象となる学生に適用する。また教育実習の単位は必修4単位であるが、※1の単位と※2の単位を加えて総単位4単位とすることができる。